

令和3年度 厚生労働省委託事業 職業紹介優良事業者認定制度 審査業務フロー(資料Ⅱ)



運営受託団体

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

目次

1. 申込から認定までのフロー.	3
2. 自主点検について.	4
3. 書類審査（申請時添付資料）.	5
4. 一部オンラインを活用した審査（1）.	6
5. 一部オンラインを活用した審査（2）.	7
6. 一部オンラインを活用した審査（3）.	8
7. 実地審査タイムスケジュール.	9
8. 申請手数料について.	10
9. 審査認定機関の業務（禁止業務）.	11
10. 認定後の認定事業者の責務.	12
11. 認定の取消事由.	13
12. お問い合わせ.	14

申込から認定までのフロー

(リーフレットのp.4)



自主点検について

- 自主点検表は、優良事業者認定基準（審査認定チェックリスト）に準じた構成
- 審査基準の充足状況を大まかに自己評価することができる
- 自己点検の結果により、申請するかどうかを事業者自ら判断

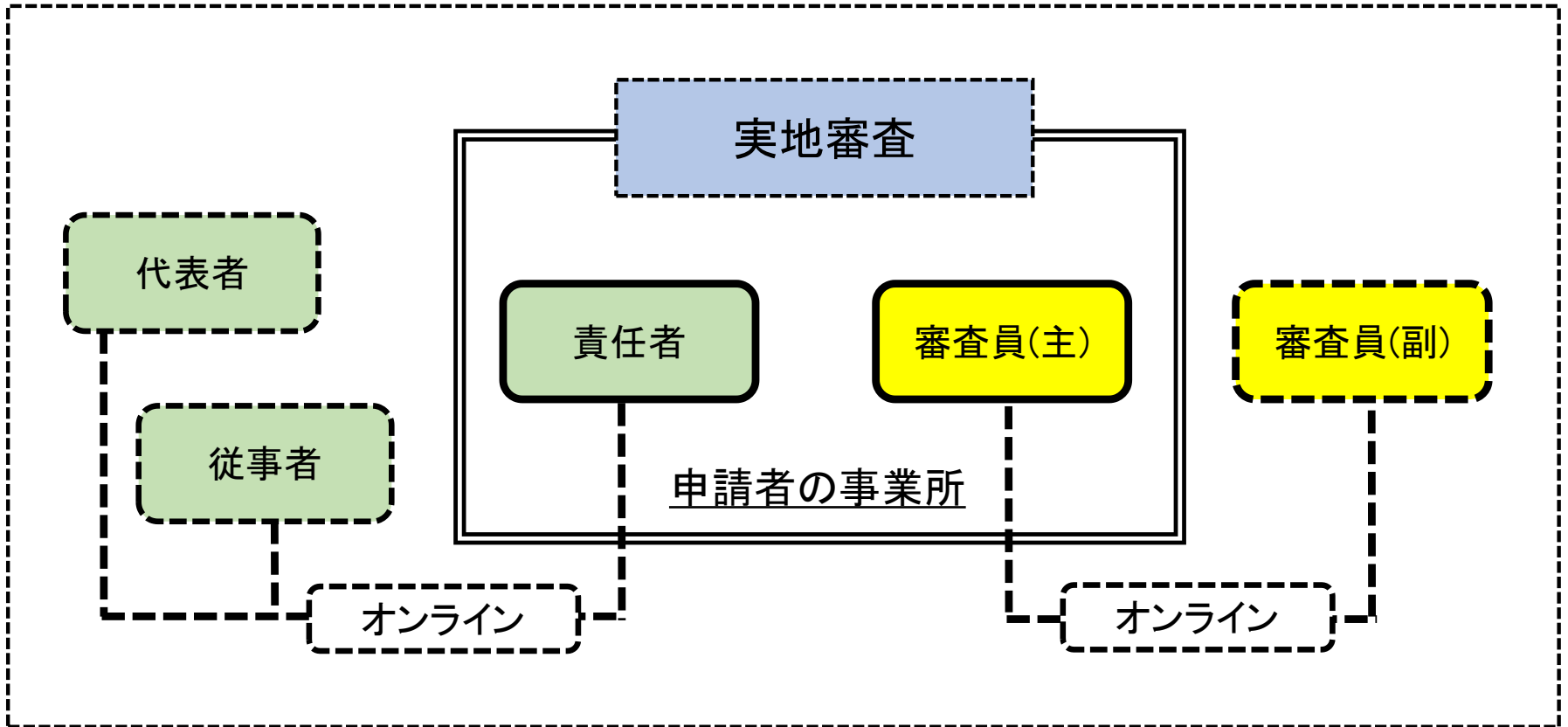
書類審査（申請時添付資料）

- 申請条件を満たしていることを証明する資料
 - ・ 職業紹介事業報告書
 - ・ 税務申告写し
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
 - ・ 株主資本等変動計算書等
（各3期分）
- 定款、会社案内（パンフレット）
- 誓約書（欠格要件、重大な法令違反、公正取引等）
- 申告書（申請要件6）
- 自主点検表

一部オンラインを活用した審査（1）

- 原則として審査員2名以上が申請者の事業所を訪問し、申請者は「代表者」「責任者」「従事者」が対応する形式とする。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、申請事業者から要請があった場合は、審査機関の判断により**一部オンラインを活用した審査に切り替えることができる。**
- 審査員は1名が申請者の事業所を訪問し、現地で審査し、他の審査員はオンライン会議で参加する。

一部オンラインを活用した審査（２）



一部オンラインを活用した審査（3）

- オンライン審査に関しては、事前に通信環境の確認必要
- 申請事業者が準備すべき機材やソフトウェアの確認必要
- オンライン審査に使用する機材、ソフトウェア等の手配は、審査機関、申請事業者の各々が準備し、掛かる経費も各々が負担

実地審査タイムスケジュール

(5時間のケース)

- オープニングミーティング 約15分
実地審査の留意点、並びにスケジュール（手順段取り）の説明
- 代表者インタビュー 約15分
企業全体の経営理念、経営方針及び職業紹介事業の事業方針、事業計画の聞取り、並びに職業紹介優良事業者行動指針の遵守確認
- 業務審査（紹介責任者ヒアリング） 約4時間
申請紹介事業者から提出された、自主点検表及び法令遵守チェックリスト及び職業紹介優良事業者認定審査チェックリスト項目毎の証拠書類の確認とヒアリング
- 実務者確認 約10分
実地審査を補足・確認するために、実務者レベルにその場でヒアリング
- クロージングミーティング 約20分

申請手数料について

- 申請手数料は、審査認定機関や地域により異なります。

詳しくは審査認定機関にお問合せ下さい。

- 令和2年度の申請手数料の実績
320,000円 ~ 453,000円

- 申請手数料の内訳

審査員人件費、旅費、交通費、事務経費等

(納付された審査手数料は原則として返還されません。)

審査認定機関の業務（禁止業務）

個々の事業者の審査に影響を与える可能性のある行為



申請事業者に対するコンサルティング等

審査認定機関が、自らコンサルテーションするなどの便宜供与をした先を審査したのでは、第三者機関認定にならず、公平・公正の原則に反することになるので、このような行為は禁じられています。

認定後の認定事業者の責務

- ①法令を遵守することはもとより、別途定める行動指針に基づき、事業運営を行い、行動指針に基づく取組状況を広く周知するよう努めること。
- ②職業紹介優良事業者認定制度の実施に関し、審査認定機関あるいは運営受託団体事務局による必要な調査・確認の求めがあった場合は真摯に応じること。
- ③認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに運営受託団体事務局に申し出ること。
- ④社名変更、合併、分社化等が行われた場合には、遅滞なく運営受託団体事務局に届け出ること。

※②には、フォローアップ報告書（申請要件6の申告等）の提出が含まれます。

認定の取消事由

- ① 提示した書類や説明に虚偽があった場合
- ② 利害関係を有する者が審査を実施していたことが明らかとなった場合
- ③ 職業紹介事業を廃止した場合
- ④ 職業紹介事業改善命令、または職業紹介事業停止命令を受けた場合
- ⑤ 労働者派遣事業許可の取消し、または労働者派遣事業廃止命令を受けた場合
- ⑥ 労働者派遣事業改善命令、又は労働者派遣事業停止命令を受けた場合
- ⑦ 労働関係法令に係る重大な法令違反等があった場合
- ⑧ 再審査の結果、取消が相当と判断された場合
- ⑨ 再審査への協力要請に対して合理的な理由なく応じない場合
- ⑩ 職業紹介優良事業者が自ら認定を返上したい旨申し出た場合

※認定後2年連続して申請要件6を満たさない場合は、⑦に該当

お問い合わせ

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
職業紹介優良事業者認定制度事務局

東京都文京区本郷3丁目38番地 1
本郷信徳ビル5階

Tel : 03-3815-0310 Fax : 03-3818-7015

専用ホームページ <http://www.yuryoshokai.info/>

優良紹介



で検索

